

公立鳥取環境大学ソーシャルメディアポリシー

(趣旨)

第1条 このポリシーは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の構成員（役員、職員及び学生）がインターネット上で提供されているソーシャルメディアを職務等として、又は個人の立場で利用するにあたり、基本的な原則等を定めるものとする。

(定義)

第2条 このポリシーにおいてソーシャルメディアとは、インターネット上のサービスを利用して情報を発信し、情報の受け手と双方向でやり取りを行うことができる情報の伝達手段をいう。

(利用にあたっての基本原則)

第3条 ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務等としての利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）、本学構成員は次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

1. 本学構成員としての自覚と責任を持つこと。
2. 法令等及び本学の諸規則を遵守すること。
3. 各構成員に求められる倫理規定を遵守すること。
4. 公序良俗に反する情報を発信しないこと。
5. 機密情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。
6. 基本的人権、プライバシー権、肖像権などの権利又は他者の知的財産権を侵害しないよう十分留意すること。
7. 個人情報の取扱いに十分留意すること。
8. 発信する情報の正確性及び内容について誤解されないよう十分留意すること。
9. ひとたびインターネット上に公開された情報を完全に削除することは不可能であることを理解しておくこと。
10. 常に誠実な態度を心がけ、自分の発信した情報に責任を持つこと。
11. 批判攻撃を受けた場合は、冷静に対応すること。
12. 私用アカウントによる個人の立場での利用の場合、発信した情報が本学の見解と誤解されないよう十分留意すること。

(禁止事項)

第4条 ソーシャルメディアを利用して情報発信をする場合（職務等としての利用のみならず、私用アカウントによる個人の立場での利用を含む。）、本学構成員は次に掲げる情報を発信してはならない。

1. 法令等に違反している、又は違反するおそれがある情報
2. 公序良俗に反する、又はそのおそれがある情報
3. 他者を誹謗中傷する情報
4. 人種・思想・信条等の差別、又は差別を助長させる情報
5. 虚偽や事実と異なる情報
6. 他者の知的財産権を始めとした各種権利を侵害するおそれがある情報
7. 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる情報
8. 本学の機密に関わる情報
9. 各ソーシャルメディアが定める利用規約に反する情報

附 則

このポリシーは、平成26年7月23日から施行する。

附 則

このポリシーは、平成27年4月1日から施行する。